

情報化施策の推進等に関する提言

すべての国民がＩＣＴを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送を安定的に視聴できるよう、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備については、維持管理や更新に対し財政措置を講じるとともに、通信事業者への譲渡を進められるよう要件の緩和等を図ること。
2. 情報通信格差是正事業補助金等を活用して整備した地域イントラネット及びケーブルテレビ事業（都市自治体出資の第三セクターも含む）の情報通信設備機器更新、ケーブルテレビ施設でのＨＦＣ方式からＦＴＴＨ方式への更新に対し財政措置を講じること。
3. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新に対し財政措置を講じるとともに、電柱共架料の負担軽減措置を講じること。
また、新たに難視聴世帯が認められたときには、共聴施設新設及び個別受信対策に係る支援措置を講じること。
4. 都市自治体が運営するケーブルテレビ局の経営の安定を図るため、支援措置等を講じること。
5. 個人番号制度の導入に伴い重要性が増大している自治体情報セキュリティの強化について、財政措置を拡充すること。